【例－１７　役員及び評議員の報酬等支給基準（無報酬）】

社会福祉法人○○会　役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人○○会（以下「この法人」という。）の定款第○条及び第○条及び第○条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

　第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、定款第〇条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

(2) 評議員とは、定款第〇条に基づき置かれる者をいう。

(3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第１項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

（報酬等の額）

　第３条　役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

　（公表）

第４条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

　第５条　この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附　則

この規程は平成29年○月○日(定時評議員会の決議日)から施行する。

**定款で無報酬と規定している場合は作成不要**